

No	委員意見（要約）	計画への反映状況	反映状況
1	<p>(委員)</p> <p>障害福祉サービスの給付等の状況について、国で制度化しているサービスを全て記載するというのではなく、給付の状況なので、給付実績がないサービスについては記載が省略されていると考えるが、給付がない状況であっても、なぜ給付がないのかを含めて記載すべきではないか。障害福祉計画では、給付がないサービスも計画に記載されるものと考えており、今回の資料にはないサービスとして、行動援護と重度障害者等包括支援がある。重度障害者等包括支援は、障害者の状況に応じて、サービスを組み合わせる利用できるものであり、障害者にとって大変重要なサービスである。一つのサービスだけではできない方、例えば、四肢麻痺や寝たきり状態の方々を対象となる。なぜこのサービスの給付実績がないかと言えば、サービス提供できる事業所がないことが原因となっている。これは、前回の障害福祉計画でも、何とか前に進めていこうとしているが、結果的に進んでいない。この資料に記載がないのは分かるが、計画にはしっかりと盛り込んでいくべきと考える。</p>	<p>資料2-1の「次期障害者福祉計画の見込み量等の概要」（3頁）と資料2-2の「次期障害者福祉計画の見込み量について（案）」（2頁）</p> <p>行動援護と重度障害者等包括支援に関しては、重度な障害者への支援を行うための資格や経験を持つ人材が不足と施設整備の必要性という課題があり、市内に事業者がない状況となっている。このため、事業実施の支援策等を含めた検討を実施していくこととして計画に記載することとしている。</p> <p>(参考)</p> <p>※重度障害者等包括支援は、1つの事業所で、訪問・通所・泊りなどの複数サービスを提供することになり、施設整備も必要となる。</p> <p>※行動援護：サービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修 課程 修了者 又は強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修）修了者 であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に3年以上 A表の職種に通算1,095日（3年）以上就労、かつ540日以上介護等の業務に従事）の従事経験を有するもの。</p> <p>また、従業者は、行動援護従業者 養成研修 課程 修了者 又は強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修）修了者 であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に1年以上 A表の職種に通算365日（1年）以上就労、かつ180日以上介護等の業務に従事）の従事経験を有するもの。</p>	意見反映
2	<p>(委員)</p> <p>就労移行支援は事業所3か所、就労定着支援は事業所が2か所と少ない状況となっている。就労継続支援A型、B型の利用者は多いが、就労移行支援や就労定着支援は利用者が少なくなっている。このことは、制度に関して様々な課題があると思っている。特に就労定着支援は、就労移行支援を利用して働き始めた方々が、その後、6ヶ月後から利用するサービスのため、就労後6か月は何もできない。この6か月間は、給付がない状況で、就労移行支援事業で支援を行っている。就労移行支援は、特に10代から20代の発達障害がある方が利用しており、一般就労ができるように支援をしている。就労移行支援や就労定着支援の事業所は非常に厳しい状況であるため、事業所数が少ないことをよく分析していただきたい。現在の状況では、就労移行支援事業所や就労定着支援事業所はどんどん減って、鶴岡では事業所がなくなる可能性もある。</p>	<p>就労移行支援は、障害者の職場体験その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援のほか就職後における職場への定着のために必要な相談やその支援を行うものであり、そのサービス報酬は、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた報酬（就職後6か月以上定着した者の割合は翌年度の報酬単価に反映）となっている。</p> <p>就労移行支援には、一般就職した利用者に対して就職後6か月間に職場訪問等相談支援業務（アフターフォロー）が組込まれており、今年度に予定されている国の報酬改定をふまえて、新たに新設される就労選択支援（資料2-2の4頁）の実施の検討を行い、就職後のアフターフォローへの支援を考慮した報酬基準の増額等については、必要に応じて、国、県への要望を行っていく。</p> <p>(参考) 定員20人以下</p> <p>就労定着者の割合が50%以上：1,128単位          就労定着者の割合が40%以上で50%未満：956単位          就労定着者の割合が30%以上で40%未満：820単位          以下、割合の低下に応じて、20%以上で30%未満：690単位、10%以上で20%未満：557単位、10%未満：507単位、0%：468単位</p>	意見反映

第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見に対する反映状況

(参考資料)

No	委員意見（要約）	計画への反映状況	反映状況
3	<p>(委員)</p> <p>グループホームの課題として、就労継続支援B型事業所を運営する法人が、グループホームも運営している。なぜかという、単独でグループホームを運営するには、資金的にも経営的にも大変だという状況のなかで、就労継続支援B型事業所とグループホームを合わせて運営すれば、なんとか運営ができるという状況になっている。基本的にグループホームは、就労継続支援B型などの事業所とセットで運営するものではなく、事業所を利用しなくても、グループホームを利用できるという仕組みになっているが、実態としては、グループホームを利用する場合は、就労継続支援B型などの事業所も合わせて利用する状況となっている。</p> <p>現在の障害福祉計画に、住まいの場の確保として、グループホーム事業所の新規開設や公営住宅の利用促進を図るとともに、公営住宅のグループホーム化についても実施に向けて検討を進めるという記載がある。これは、国交省が公営住宅もグループホームとして利用できるような制度としたことから、このような記載になっていると思う。鶴岡の現状を考えた時に、市営住宅をグループホーム化するのは難しいと思う。市営住宅をグループホーム化する場合、事業者が市に相談するという仕組みなので、これでは進まないと思うので、今後のグループホームについて、計画のなかにもりこんでいただきたい。</p>	<p>資料1-3（6頁）</p> <p>Ⅲ 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために</p> <p>3. 生活環境</p> <p>(4) 住宅環境の整備・確保</p> <p>市営住宅をグループホーム化することに関しては、現状の市営住宅の利用状況から、グループホームへの移行は困難なため、グループホームの新設・増築の整備に関する支援を行っていく。次期計画に関しては、将来一人暮らしを希望する障害のある方を対象に、グループホームの空床利用として、B型等の事業所利用をせず、入居期間を決めてグループホームを利用する体験入居を検討していく。</p>	意見反映
4	<p>(委員)</p> <p>障害福祉サービスの必要量の見込みの検討について、具体的にどのように検討を行うのか。また、先ほどの山本委員から発言のあった未実施となっているサービスと必要量の見込みとのすり合わせをどのように行うのか。</p>	<p>資料2-1の「次期障害者福祉計画の見込み量等の概要」（3頁）と資料2-2の「次期障害者福祉計画の見込み量について（案）」（2頁）</p> <p>障害福祉サービスの必要量の見込みの検討について、増えているサービスに関しては、現在の計画期間で増えている割合を基本として、見込み量を算定していく予定としている。未実施となっているサービスについては、関係者との意見交換や協議会での意見をふまえて、例えば3年後といった長期的な視点で見込み量のなかに盛り込んでいく。</p>	意見反映
5	<p>(委員)</p> <p>障害者の権利条約に関して、具体的な内容を把握している一般の方が少ないと思うので、障害を持つ当事者も分かるように、権利条約の普及のため、権利条約の内容を分かりやすく周知していただくことはできないでしょうか。</p> <p>障害者権利条約に関して、鶴岡市の計画とどのように関係するのか。できれば計画のなかに入れてほしい。また、障害者権利条約の総括所見というのが、2022年に公表されていると思う。総括所見の情報の普及をお願いしたい。</p>	<p>資料1-3（2頁）</p> <p>I 地域で安心して暮らすために</p> <p>4. 権利擁護と差別解消</p> <p>(2) 差別の解消</p> <p>障害者の権利条約の内容を分かりやすく計画で記載できるように対応していく。</p>	意見反映

No	委員意見（要約）	計画への反映状況	反映状況
6	<p>（委員）</p> <p>次期計画に関しては、骨子案の説明を受けて、骨子は現計画と同じようになると考えている。そのなかで、基本計画と実施計画を含めた現計画のなかで、長期的な視点で計画を策定するという考え方はあるが、現在の計画での課題を整理して、次期計画でどのように取組んでいくのかをまとめてほしいと考えている。</p>	<p>現状での課題を整理したうえで、次期計画での取組をまとめていくこととしており、協議会でも説明を行っていく。</p>	意見反映
7	<p>（委員）</p> <p>①障害福祉のしおりのなかに障害者相談員の連絡先は記載されていますが、しおりを見て、障害者相談員に相談の連絡をする方がいるのか疑問に思っている。おそらく、アナウンス不足だったり、障害のあるお子さんを持つ保護者の方に周知されていないのではないかと考えたりもする。現在の知的相談員をどのように活かすのかということを考えていただきたい。</p> <p>②先ほど山本委員もおっしゃったように、障害福祉サービスの給付等の状況で、以前から行動援護のサービスがない状況となっている。ニーズがないのかもしれないが、行動援護のサービス内容を知っている方は、少ないのではないかと考えている。長期間、行動援護のサービスがないという状況をふまえて、市では、どのように事業所へアプローチをしたのかという点も気になる。制度はあるけれども利用することができないという状況に対して、市で、このままにしておくのかということに疑問を持っている。</p>	<p>①資料1-3（1頁）</p> <p>I 地域で安心して暮らすために</p> <p>1. 相談支援</p> <p>(3) 地域での支援体制の充実</p> <p>障害者相談員の制度周知・活動支援を行っていくこととしている。</p> <p>②資料2-1の「次期障害者福祉計画の見込み量等の概要」（3頁）と資料2-2の「次期障害者福祉計画の見込み量について（案）」（2頁）</p> <p>行動援護と重度障害者等包括支援に関しては、重度な障害者への支援を行うための資格や経験を持つ人材が不足と施設整備の必要性という課題があり、市内に事業者がない状況となっている。このため、事業実施の支援策等を含めた検討を実施していくこととして計画に記載することとしている。</p>	意見反映
8	<p>（委員）</p> <p>1点目は、医療的ケアの必要な児童の卒業後の進路に関しては、関係機関等からも受け入れていただいているが、なかなか選択肢がないので、この計画のなかでも取組を進めていただけるとありがたい。2点目は、卒業生に関して、障害福祉サービスを提供する事業所に通所等をしているが、学校に在学していた時よりも早く自宅に帰ることになるため、自宅に帰ってからの安全な生活の場の確保ということを計画に盛り込んでいただけるとありがたい。最後の3点目は、養護学校主体で、共生社会の実現に向けた地域との交流活動を実施していたが、新型コロナが流行したこの4年間、地域の方との交流が実施できていない状況となっている。平成11年度から実施しているこの地域との交流活動を再開し、以前のように活動を広げていきたいと考えた時に、市や地域の方々も主体的に関わっていただいて、養護学校として活動できるように内容を計画に盛り込んでいただけるとありがたい。</p>	<p>①資料1-3（1頁）</p> <p>I 地域で安心して暮らすために</p> <p>2. 保健・医療</p> <p>(1) 保健・医療サービスの充実</p> <p>医療的ケア児の受け入れ対応ができる事業所は、現在のところ5事業所となっており、次期計画ではこの事業所数を増やしていきたいと考えている。</p> <p>②学校に在籍していた頃よりも早く自宅に帰った場合の安全な生活の場の確保に関しては、地域生活支援事業の日中一時支援事業の活用を進めていく。</p> <p>③資料1-3（4頁）</p> <p>II ともに働き、ともに社会参加するために</p> <p>3. 社会参加</p> <p>(2) 地域活動、スポーツ、文化活動、レクリエーションの推進</p> <p>交流活動に関しては、上記の取組のなかで市としても協力していく。</p>	意見反映

第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見に対する反映状況

(参考資料)

No	委員意見（要約）	計画への反映状況	反映状況
9	<p>（委員） 現在の状況を見た時に、まだもの足りないという感じを受ける。第2次鶴岡市障害者保健福祉計画のなかに、地域生活支援拠点との記載があり、面的整備となっている。整備されたと思うが、障害者やその保護者が、この拠点を利用したいという気持ちになっているかということに思いを巡らせていないのではないかと思う。例えば、事業所に通っている障害者やその保護者は、障害者が60歳を超え、保護者は90歳を超えている方もおり、在宅でがんばっている方もおり、長年、一緒に生活をしており、なかなか離れがたい状況になっていると思う。そのような状況で、万が一の時に、どう対応するのかということが心配になっている。この地域生活支援拠点に関しても、計画に盛り込まれると思うが、果たして、面的整備のみでやっていけるのかと心配しているところだ。</p>	<p>資料1-3（2頁） I 地域で安心して暮らすために 3. 暮らしを支えるサービス （1）障害福祉サービスの向上 次期計画では、地域生活支援拠点での受け入れ支援体制の充実として、登録事業所数を増やすとともに、受け入れ時の支援の充実にも取り組んでいくこととしている。</p>	意見反映
10	<p>（委員） 次期計画のなかで、必要量だけではなく、現在のニーズということも踏まえて、検討を進めていくとよいのではないかと思う。</p>	<p>資料2-2の「次期障害者福祉計画の見込み量について（案）」 次期障害福祉計画の見込み量について、各サービスの利用実績に基づき、ニーズをふまえてサービスの見込みの計画を作成している。</p>	意見反映
11	<p>（委員） 私達会員の状況を考慮すると、身体障害者手帳の交付状況として、75歳以上が52%となっており、高齢者が多く、免許を返納する方もいる。社会参加ができない理由として、タクシーで移動するには経済的に厳しいなど移動手段に悩んでいる意見が多くなっている。この計画に、障害のある人にやさしい地域社会を実現するためにということで、生活環境の充実等を掲げているので、これからの計画のなかでも障害のある人が参加しやすい環境になることを願っている。</p>	<p>資料1-3（6頁） Ⅲ 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために 3. 生活環境 （2）移動支援の充実 移動支援サービスと福祉有償運送を含めて、将来の移動支援に関しても検討を進めていく必要があると考えている。</p>	意見反映
12	<p>（委員） なかなか言いづらいこととなります。計画のなかで前向きに努めていくとしているものは多くありますが、医療資源がどんどん少なくなっている現状となっている。鶴岡市では、小児科の医師が少なく、7カ月の乳幼児健診ができなくなっており、健康相談の実施となっている。地域の課題になかなか対応できていない状況となっていることをふまえると、計画で前向きな記載に努めるのは良いが、現実としてはなかなか追いつかないという課題もあり、難しい現状であり、計画での記載が難しいものと考えている。</p>	<p>資料1-3（3頁） Ⅱ ともに働き、ともに社会参加するために 1. 療育・教育 （1）療育の充実 療育の充実に関しては、計画の施策を進めていくなかで医師不足の課題をふまえて医師会と連携していくこととしている。</p>	意見反映

第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見に対する反映状況

(参考資料)

No	委員意見（要約）	計画への反映状況	反映状況
13	<p>（委員）                      障害福祉サービスを提供していくなかでは、サービスを提供する側のスキルの向上が必要と考えている。こども医療療育センター庄内支所では、方針として、地域連携ということで、地域への還元ということにも重きを置いている。庄内支所には、言語療法士、作業療法士、理学療法士、発達障害に特化した歯科衛生士の資格を持つ職員がいる。新型コロナも5類となり、職員が、外部で開催する研修会の講師を務めるなど、このような資格を持つ職員が、自らが持つスキルを地域に還元しようという動きがある。障害福祉サービスに携わる方のスキルアップのためにも、資格を持つ庄内支所の職員のスキルを障害福祉サービスに携わる方へ還元することも検討していただきたいと考えている。</p>	<p>資料1-3（3頁）                      II ともに働き、ともに社会参加するために                      1. 療育・教育                      （1）療育の充実                      発達段階に応じた支援を行うための関係機関との連携を進めていくこととしており、計画を進めていくなかで連携をしていく。</p>	意見反映
14	<p>（委員）                      鶴岡高等養護学校の矢野と申します。障害のあるなしに関わらず、共に暮らすことができる共生社会の形成を目指して、日々の教育に取り組んでいる。これまでの考え方を変えていきたいと思っている。障害があってもいろいろなことができることを示したいと考えており、特に働くことができることを示していきたい。ハローワークをはじめとして、いろいろな企業への働きかけに取り組んでいただいております。今後も更に行政と一緒に取り組んでいきたいと考えている。障害者の雇用率に関して、全国的にみても山形県は低い方になっているので、行政と一緒に障害者の就労に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。</p>	<p>資料1-3（3頁）                      II ともに働き、ともに社会参加するために                      1. 就労                      （1）一般就労の促進                      障害者の経済的な安定のために雇用拡大を推進していくこととしている。</p>	意見反映
15	<p>（委員）                      障害者支援のフィールドの広さを改めて感じている。ハローワーク鶴岡では、働く意欲のある方が、希望のところにマッチング、定着するという業務を担っているなかで、障害者施策とどのように連携をしていけばよいのかということに関して、なかなか連携が難しい。今後、連携障害者支援に関しては、奥の深いテーマだと思いますので、今後ともご指導方よろしく申し上げます。</p>	<p>資料1-3（3頁）                      II ともに働き、ともに社会参加するために                      1. 就労                      （1）一般就労の促進                      障害者の経済的な安定のために雇用拡大を推進していくこととしている。</p>	意見反映

第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見に対する反映状況

(参考資料)

No	委員意見（要約）	計画への反映状況	反映状況
16	<p>（委員） 各市町村で、提供できるインフラは限られていますので、そのなかで需要と供給のバランスをとり、提供できるサービスを考えていくことになる。例として、就労移行支援の需要が高まっているのであれば、就労移行支援のサービス提供を強化できるように、可能な範囲で、行政としてできることを進めていきたいと考えている。</p>	<p>資料2-2の「次期障害者福祉計画の見込み量について（案）」 次期障害福祉計画において、R6～8年度までの必要なサービス量を見込み、支援が必要な障害（児）者が適切にサービス利用できるように対応していく。</p>	意見反映
17	<p>（委員） 今年度、15年ぶりに庄内児童相談所勤務となった。15年間で大きく社会が変化している。この計画を作成した5年前に比べると、社会全体の考え方やルールなどが大きく変わってきている。この度の計画は、6年後を見据えた計画を策定していくなかで、行政として、将来のこともイメージしていく必要があると思っている。どのようなことができるかということを考えたときに、多くの関係者の方々の意見をしっかりと聞いたうえで、計画に反映していくことが重要だと考えている。行政として考えることが正しいと思って進めたところ、民間の方々の意見が正しいということが私の経験上もあるので、多くの皆さんの声を聞く必要があると考えている。</p>	<p>策定委員会や施策推進協議会でのご意見の他に、事業者やパブリックコメントのご意見もふまえるなどより多くの方の意見をお聞きしながら計画策定を進めていく。</p>	意見反映